

万一の「高病原性鳥インフルエンザ」及び
「低病原性鳥インフルエンザ」の発生に備えて

家畜防疫互助事業 に参加を！

この事業は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが万一発生した場合、安心して経営を維持、継続することができるように、生産者が自ら積み立てを行い、発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みに、国（（独）農畜産業振興機構）が補助する事業です。

● 養鶏・養鶉農家の皆様へ ●



早めに入って経営に安心を!!

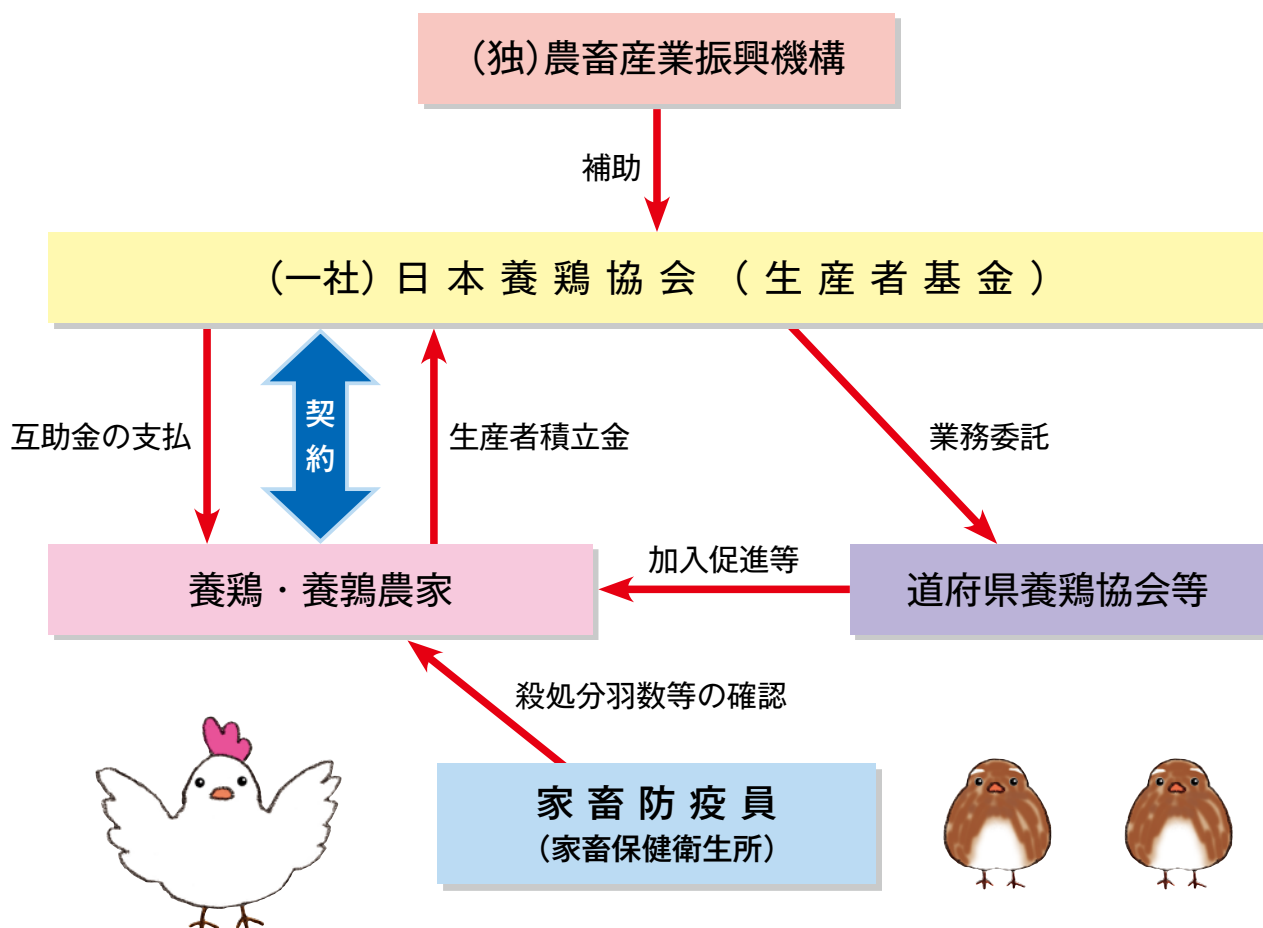
一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館内
TEL (03) 3297-5515 FAX (03) 3297-5519

事業のポイント

- 鶏やうずらを飼育する生産者の方は、どなたでも事業に参加できます。ただし、契約締結時点で家畜伝染病予防法に基づき、移動制限等が実施されている区域の生産者は加入できません。
- 加入者は飼養衛生管理基準の遵守が必要となります。
- 対象となる家きんの家畜伝染病は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下、「高病原性鳥インフルエンザ等」）です。
- 事業実施期間は平成27年度～29年度までの3年間です。

高病原性鳥インフルエンザ等に係る家畜防疫互助事業の仕組み



生産者積立金の単価

国内外の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況を踏まえ想定発生規模を見直して単価を改定しました。

鶏 (家族型)	採卵鶏(成鶏)	1羽当たり	4.5円
	採卵鶏(育成鶏)	1羽当たり	2.0円
	肉用鶏	1羽当たり	0.1円
	種鶏(成鶏)	1羽当たり	5.5円
	種鶏(育成鶏)	1羽当たり	2.5円
鶏 (企業型)	採卵鶏(成鶏)	1羽当たり	5.5円
	採卵鶏(育成鶏)	1羽当たり	2.5円
	肉用鶏	1羽当たり	0.2円
	種鶏(成鶏)	1羽当たり	7.5円
	種鶏(育成鶏)	1羽当たり	3.5円
うずら		5羽当たり	5.0円

(成鶏：120日齢超 育成鶏：120日齢以下)

鶏の企業型について

- 企業型については、伝染病発生時でも雇用が確保されることを主旨としていることから、加入時に雇用実態があり、かつ、発生から経営再開まで一定の雇用が維持されることを加入条件としています。
- 企業型については、常時雇用する従業員（生計を一にする者を除く）の数が、1人以上の事業主又は会社が加入できます。
- 企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型としての加入は可能です。
- 企業型互助金交付時には、雇用実態を書面により確認します。（交付時の雇用実態の確認により、企業型の要件を満たしていないことが判明した場合には、家族型の互助金が交付されます。）
- 事業参加者は、事業実施期間において、同一年度内に1回に限り、契約区分（家族型、企業型）を変更することができます。

生産者積立金の納付

- 加入時に納付する生産者積立金の額は、契約羽数に生産者積立金の単価を乗じて求めます。
- 高病原性鳥インフルエンザ等が発生して生産者積立金を使用した場合は、追加負担割合（(独)農畜産業振興機構理事長が別に定めます。）に基づく額の納付が必要となる場合があります。

契約羽数

- 互助金は、契約羽数を上限として支払われるため、事業実施期間（平成27年～29年度）における契約農場ごとに飼養が見込まれる羽数で契約してください。（複数の農場で飼養している場合は、農場ごとに見込まれる飼養羽数を記載してください。）
- 契約羽数は、毎年度見直しを行うことができます。（ただし、契約羽数を減らしてもその分の生産者積立金は3年間の事業終了後の残額確定時まで返還されません。）

契約の効力

- 契約の効力は、交付契約を締結し、生産者積立金を納付した日から生じ、平成30年3月31日まで継続されます。

生産者積立金の納税時の取扱い

- （一社）日本養鶏協会に納付した生産者積立金は「仮払金」として、また、手数料は経費として処理してください。
- 高病原性鳥インフルエンザ等の発生により、互助金交付のために生産者積立金を取り崩されたときには、取り崩された金額をお知らせしますので、その金額を経費として処理してください。

互助金の種類とその単価

経営支援互助金

法に基づき殺処分された鶏・うずらを飼養していた農場に新たに鶏・うずらを導入したときに交付されます。

焼却・埋却等互助金

殺処分した鶏・うずらを焼却・埋却等し、その経費を自らが負担したときに交付されます。

（互助金の種類と一羽当りの上限単価は次のとおりです。）

		経営支援互助金	焼却・埋却等互助金
鶏 (家族型)	採卵鶏(成鶏)	690円	80円
	採卵鶏(育成鶏)	320円	
	肉用鶏	20円	
	種鶏(成鶏)	930円	
	種鶏(育成鶏)	430円	
鶏 (企業型)	採卵鶏(成鶏)	860円	
	採卵鶏(育成鶏)	400円	
	肉用鶏	30円	
	種鶏(成鶏)	1,190円	
	種鶏(育成鶏)	550円	
うずら		200円	

(成鶏：120日齢超 育成鶏：120日齢以下)

互助金の交付

- 経営支援互助金は、鶏・うずらの種類ごとに空舎期間等の実態に応じて、交付単価を上限として支払われます。契約羽数を上限として、殺処分羽数又は新規導入羽数（導入計画等に基づき新たに導入されると確実に見込まれる羽数を含む。）のうち、いずれか少ない羽数を対象に支払われます。交付決定に当たっては、導入計画等について認定委員会で審査し、導入後に実地確認を行います。
- 焼却・埋却等互助金は、80円を交付上限単価とし、実際に焼却・埋却等に要した経費の9割相当額から家畜伝染病予防法に基づく焼却・埋却に対する交付金を差し引いた額を対象に支払われます。経営再開の有無にかかわらず支払われます。
- 交付申請に基づき互助金が支払われます。
ただし、早期通報や飼養衛生管理基準の遵守を怠る等法令に違反した場合には、互助金が支払われない場合や減額される場合があります。

加入手続き

- 加入を希望する生産者（加入申込者）は、「家畜防疫互助金交付契約申込書」及び「家畜防疫互助金交付契約書」を（一社）日本養鶏協会又は、道府県養鶏協会等（以下、養鶏協会等）に提出します。
- 申込みを受けた養鶏協会等は、交付契約書を締結し生産者積立金の支払いを請求します。
加入申込者は（一社）日本養鶏協会が指定する口座に生産者積立金等を納付します。
- 生産者積立金を納付した日から契約の効力が生じます。

1戸あたりの積立金は？

鶏の家族型
(飼養羽数：
2万羽の場合)

区 分	積立単価	×	羽 数	=	積立金合計
採卵鶏（成鶏120日齢超）	4.5円	×	20,000羽	=	90,000円
肉用鶏	0.1円	×	20,000羽	=	2,000円

鶏の企業型
(飼養羽数：
40万羽の場合)

区 分	積立単価	×	羽 数	=	積立金合計
採卵鶏（成鶏120日齢超）	5.5円	×	400,000羽	=	2,200,000円
肉用鶏	0.2円	×	400,000羽	=	80,000円

うずら
(飼養羽数：
10万羽の場合)

積立金単価（5羽あたり）	×	羽 数	=	積立金合計
5.0円	×	(100,000羽÷5羽)	=	100,000円

急いではいらなくっちゃ!!



道府県の養鶏協会等のお問い合わせ先一覧

団体名	郵便番号	住所	電話番号
北海道養鶏会議	060-0004	札幌市中央区北四条西一丁目1 北農ビル13階 (一社)北海道酪農畜産会内	011-209-8553
青森県養鶏協会	030-0847	青森市東大野2-1-15 農協会館内	017-729-8799
岩手県養鶏協会	020-0024	盛岡市菜園1-3-6 農林会館内	019-654-7050
宮城県養鶏協会	980-0012	仙台市青葉区錦町1-6-25 (一社)宮城県配合飼料価格安定基金協会内	022-222-2416
秋田県養鶏協会	010-0001	秋田市中通6-7-9 秋田県畜産会館内	018-836-7435
山形県養鶏協会	990-0042	山形市七日町3-1-16 JAビル 山形県畜産協会内	023-634-8167
福島県養鶏協会	960-8043	福島市中町1番19号 中町ビル4階 (一社)福島県配合飼料価格安定基金協会内	024-521-1764
茨城県養鶏協会	310-0022	水戸市梅香1-2-56 (公社)茨城県畜産会館内	029-231-7501
栃木県養鶏協会	321-0905	宇都宮市平出工業団地6-7 栃木県畜産会館内 (公社)栃木県畜産協会内	028-664-3633
群馬県養鶏協会	379-2147	前橋市亀里町1310 群馬県農協ビル6階 (公社)群馬県畜産協会内	027-220-2371
埼玉県養鶏協会	360-0102	熊谷市須賀広784 (一社)埼玉県畜産会内	048-536-5281
(一社)千葉県農業協会養鶏部会	260-0013	千葉市中央区中央4-10-12 蚕糸会館2階	043-222-9400
(一社)神奈川県畜産会養鶏部会	235-0007	横浜市磯子区西町14-3 神奈川県畜産センター内	045-761-4191
山梨養鶏協会	400-0034	甲府市宝1-21-20 (一社)山梨県配合飼料価格安定基金協会内	055-228-7320
長野県養鶏協会	380-8570	長野市南長野字幅下692-2 県庁東庁舎3階 長野県農業会議内	026-234-6871
富山県養鶏協会	930-0901	富山市手屋 3-10-15 県獣医畜産会館 (一社)富山県配合飼料価格安定基金協会内	076-451-1789
石川県養鶏協会	920-0362	金沢市古府1-217 (公社)石川県畜産協会内	076-287-3635
福井県養鶏協会	910-0005	福井市大手3-2-18 (一社)福井県畜産協会内	0776-27-8228
静岡県養鶏協会	420-0838	静岡市葵区相生町14-26-3 静岡県獣医畜産会館内	054-274-0005
岐阜県養鶏協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館内	058-273-1111
(一社)愛知県養鶏協会	440-0858	豊橋市つつじが丘3-4-1 豊橋市養鶏農業協同組合内	053-261-3185
三重県養鶏協会	514-0003	津市桜橋1-649 農業共済会館1階 (一社)三重県畜産協会内	059-213-7513
滋賀県養鶏協会	523-0896	近江八幡市鷹飼北4-12-2 八幡本部内	0748-33-4345
京都府養鶏協会	601-8585	京都市中京区壬生東高田町1-15(1F) 公益社団法人京都府畜産振興協会内	075-681-4280
奈良県養鶏農業協同組合	639-1122	大和郡山市丹後庄町475-1 奈良県食肉センター内	0743-59-0234
和歌山県養鶏協会	640-8585	和歌山県和歌山市美園町5丁目1-1 和歌山県JAビル(公社)畜産協会わかやま気付	073-426-8133
兵庫県養鶏協会	650-0024	神戸市中央区海岸通1番地 兵庫県農業会館7階 (公社)兵庫県畜産協会内	078-381-9368
鳥取県養鶏協会	680-8570	鳥取市東町1-220 県庁畜産課内	0857-26-7831
島根県養鶏協会	690-0887	松江市殿町19-1 島根JAビル (公社)島根県畜産振興協会内	0852-31-3609
岡山県養鶏協会	700-0015	岡山市北区京山2-5-1	086-252-2131
(一社)広島県養鶏協会	732-0828	広島市南区京橋町1-23 三井生命広島駅前ビル7階	082-264-1468
山口県養鶏協会	753-8501	山口市滝町1-1 県庁 畜産振興課内	083-933-3436
徳島県養鶏協会	770-8570	徳島市万代町1-1 県庁 畜産課内	088-621-2420
香川県養鶏協会	760-0023	高松市寿町1-3-2 高松第一生命ビル6階 (公社)香川県畜産協会内	087-825-0824
愛媛県養鶏協会	790-0003	松山市三番町4-4-7 松山建設会館4階 (公社)愛媛県畜産協会内	089-948-5368
高知県養鶏協会	783-0053	南国市国分1305-5 ヤマサキ農場内	088-862-0135
福岡県養鶏協会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎6階	092-409-9083
佐賀県養鶏協会	840-0803	佐賀市栄町2-1 佐賀県JA会館内	0952-24-7121
長崎県養鶏協会	850-0862	長崎市出島町10-15 日新ビル	095-825-4575
熊本県養鶏協会	861-1103	合志市野々島4393-190 熊本県養鶏農業協同組合内	096-242-3131
大分県養鶏協会	870-0844	大分県古国府1220 (公社)大分県畜産協会内	097-545-6593
(一社)宮崎県養鶏協会	880-0806	宮崎市広島1-13-10 宮崎県畜産会館内	0985-29-4375
鹿児島県養鶏協会	890-0065	鹿児島市郡元3-3-32 鹿児島県獣医師会館内	099-812-8850
沖縄県養鶏協会	900-0023	那覇市楚辺2-33-18 JA会館 沖縄県農業協同組合畜産部内	098-831-5166

または下記までお問い合わせ下さい。

(一社)日本食鳥協会 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-9-7 RECビル 7階 TEL:03-5833-1029
(一社)日本種鶏卵協会 〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館 4階 TEL:03-3297-5512